(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は択伐による。

那須塩原市・佐野市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百四十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二年九月三日から平成二十七年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県吉川市大字木売字井堀向道下の一部、大字高富字蒲田及び字道免の各一部、大字高久字町田及び字原田の各一部、大字中曽根字八幡、字北沼、字南沼及び字川戸沼の各一部、大字道庭字堤外及び字井堀向の各一部

四　土地区画整理事業の名称　越谷都市計画事業吉川駅南特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県越谷市西方一丁目三千三百四十番地一

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二年九月三日

七　事業施行期間の変更　平成二年九月三日から平成二十八年三月三十一日まで

八　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十二年三月三十日

○国土交通省告示第二百四十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更及び事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十五年七月十一日から平成二十七年三月三十一日まで

三　施行地区　愛知県常滑市字椎垂木、字西梨木、字北古千代、字南古千代、字黒山、字乳母子、字飛渡、字南飛渡、字奥夏敷、字千代、字乙田、字飛渡川、字広内の各一部、字梨木、字夏敷の各全部

四　土地区画整理事業の名称　常滑都市計画事業常滑西特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　愛知県常滑市榎戸字午新田二百三十二番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十五年七月十一日

七　事業施行期間の変更　平成十五年七月十一日から平成二十九年三月三十一日まで

八　事業計画の変更の認可の年月日　平成二十二年三月三十日

○国土交通省告示第二百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成七年一月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで

三　施行地区　和歌山県橋本市隅田町霜草字堂ノ浦、字堂山、字小原、字打樋谷、字小畑ヶ、字東山及び字高尾の各一部、山内字小原及び字小田の各一部、垂井字岩倉の一部、中島字高尾添の一部

四　土地区画整理事業の名称　橋本都市計画事業橋本隅田土地区画整理事業

五　事務所の所在地　和歌山県橋本市三石台三丁目二十六番地八

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成七年一月二十七日

七　事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　平成二十二年三月三十日

○国土交通省告示第二百五十一号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）第五十四条第二項に掲げる措置のうち、制限区域に人又は車両が正当な理由なく立ち入ることを防止するために行う本人確認その他の措置に関する細目を次のように定めたので、告示する。

平成二十二年三月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第五十四条第二項に掲げる措置の細目を定める告示

第一条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）第五十四条第二項の本人確認その他の措置は、原則として次の各号に掲げる措置により実施することとする。

一　身分証明書に記載された写真その他の個人識別情報との照合により、制限区域に立ち入ろうとする者が身分証明書に記載された本人であることを確認すること。

二　身分証明書に記載された情報により、制限区域に立ち入ろうとする者が所属する事業者を確認すること。

三　搬出入票の確認その他の措置により、制限区域に立ち入ろうとする者の立入りの目的について確認すること。

第二条　前条第一号及び第二号の措置は、国土交通大臣が発行する高度に偽造防止措置が施された身分証明書又はそれと同等と認められる身分証明書により実施するものとする。

第三条　埠頭保安管理者は、制限区域に立ち入ろうとする者の所持する身分証明書が前条のものと同等と認められない場合にあっては、第一条第三号の措置を行うほか、次の各号に掲げる措置を行うことにより、本人確認その他の措置を行ったものとして取り扱うことができる。

一　制限区域に立ち入ろうとする者の氏名、所属その他の個人識別情報について、埠頭保安管理者が保管する管理台帳に記入させること。

二　制限区域に入場する際に一時的な立入りの許可証を発行し、制限区域内において常に携帯させるとともに、制限区域から出場する際には当該許可証を返却させること。

○国土交通省告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第千七百二十二号阪神間都市計画事業新住宅市街地開発事業名塩新住宅市街地開発事業

三　事業施行期間　自昭和五十三年十一月十七日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○国土交通省告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第千六百二十五号南部大阪都市計画事業新住宅市街地開発事業和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業

三　事業施行期間　自昭和五十九年十二月八日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし